議案第４号

湯河原町手数料条例の一部改正について

湯河原町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和６年２月13日提出

湯河原町長　冨　田　幸　宏

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新たに規定するほか、消防法に基づく製造所等の設置の許可に係る手数料を改定するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町手数料条例の一部を改正する条例

湯河原町手数料条例（平成12年湯河原町条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表の１　戸籍法（昭和22年法律第224号）関係手数料の部(1)の項中「第120条第１項」の次に「、第120条の２第１項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同部(6)の項中「事務」の次に「又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類１件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの１件につき」に改め、同項を同部(8)の項とし、同部(5)の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同部(7)の項とし、同項の前に次の１項を加える。

(6)　戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号１件につき　700円

別表の１　戸籍法（昭和22年法律第224号）関係手数料の部(4)の項を同部(5)の項とし、同部(3)の項中「第120条第１項」の次に「、第120条の２第１項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同部(4)の項とし、同項の前に次の１項を加える。

(3)　戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第５号）第１条の２に規定するものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき　400円

発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	

別表の２　消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料の部(2)の款イの項中「第１条の２」を「第１条の３」に、「第１条の３」を「第１条の４」に、「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年３月１日から施行する。ただし、別表の２　消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料の部(2)の款イの項の改正規定（「第１条の２」を「第１条の３」に、「第１条の３」を「第１条の４」に改める部分を除く。）は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　附則第１項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

【参考資料】

湯河原町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照条文

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
１　戸籍法（昭和22年法律第224号）関係手数料
<table><tr><th>手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr><tr><td>(1)　戸籍法第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(2)　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(3)　戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項から第５項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(4)　（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）
１　戸籍法（昭和22年法律第224号）関係手数料
<table><tr><th>手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr><tr><td>(1)　戸籍法第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(2)　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(3)　戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第５号）第１条の２に規定するものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</td><td>戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき　400円</td></tr><tr><td>(4)　戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項から第５項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(5)　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(6)　戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</td><td>除籍電子証明書提供用識別符号１件につき　700円</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>(5)　戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第２項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>(6)　戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務</td><td>書類１件につき　350円</td></tr>
</table>
２　消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料
<table>
<tr><th colspan="4">手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr>
<tr><td colspan="4">(1)　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)　消防法第11条第１項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務</td><td>ア　（略）</td><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>イ　消防法第11条第１項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</td><td>(ｱ)　（略）
｜
(ｳ)　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(ｴ)　特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第５号。以下この表において「総務省令」という。）第１条の２で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（（オ）において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令第１条の３で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（(オ)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>(7)　戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>(8)　戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</td><td>書類又は届書等情報の内容を表示したもの１件につき　350円</td></tr>
</table>
２　消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料
<table>
<tr><th colspan="4">手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr>
<tr><td colspan="4">(1)　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)　消防法第11条第１項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務</td><td>ア　（略）</td><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>イ　消防法第11条第１項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</td><td>(ｱ)　（略）
｜
(ｳ)　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(ｴ)　特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第５号。以下この表において「総務省令」という。）第１条の３で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（（オ）において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令第１条の４で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（（オ）において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

現　　行					改　　正　　後					備　考
		(オ)　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,180,000円			(オ)　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,450,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上１万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000円				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上１万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,720,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が１万キロリットル以上５万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,590,000円				危険物の貯蔵最大数量が１万キロリットル以上５万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,920,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が５万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,950,000円				危険物の貯蔵最大数量が５万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	2,360,000円	

【参考資料】

現　　行					改　正　後					備　考
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	2,270,000円				危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	2,740,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	4,550,000円				危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	5,640,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	5,820,000円				危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	7,240,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	7,070,000円				危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	8,790,000円	
		(カ)　(略) ｜ (シ)　(略)	(略)	(略)			(カ)　(略) ｜ (シ)　(略)	(略)	(略)	

現　　行	改　正　後	備　考

	ウ　（略）	（略）	（略）
(3)　（略） ｜ (8)　（略）	（略）	（略）

３　（略）
｜
10　（略）

	ウ　（略）	（略）	（略）
(3)　（略） ｜ (8)　（略）	（略）	（略）

３　（略）
｜
10　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年３月１日から施行する。ただし、別表の２　消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料の部(2)の款イの項の改正規定（「第１条の２」を「第１条の３」に、「第１条の３」を「第１条の４」に改める部分を除く。）は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　附則第１項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

【参考資料２】

湯河原町手数料条例の一部改正の概要について

１．戸籍法関係手数料の改正内容

国（法務省）における戸籍情報連携システムが構築され、全国市区町村の戸籍情報が連携されたことに伴い、現行のサービスに新たなサービスを追加するもの。

別表

１　戸籍法関係手数料

該当する改正後の項	手数料を徴収する事項	現　行	改定後
(1)	現行の本籍地でのみの戸籍謄抄本の交付に、本籍地以外での戸籍証明書の交付を追加（広域交付）	450 円	改定なし
(3)	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を新たに規定 ※戸籍電子証明書を開封するためのパスワードで、この識別符号は、マイナポータルでも取得が可能。この取得方法による場合、手数料は掛からない。	新規追加	400 円
(4)	現行の本籍地でのみの除籍謄抄本の交付に、本籍地以外での除籍証明書の交付を追加（広域交付）	750 円	改定なし
(6)	除籍電子証明書提供用識別符号の発行を新たに規定 ※(3)と同じ内容のもの	新規追加	700 円
(7)	現行の届出等の受理証明書の交付に、電子化された届書等情報の内容証明書の交付を追加	350 円	改定なし
(8)	現行の届書等の閲覧に、電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧を追加	350 円	改定なし

【参考】
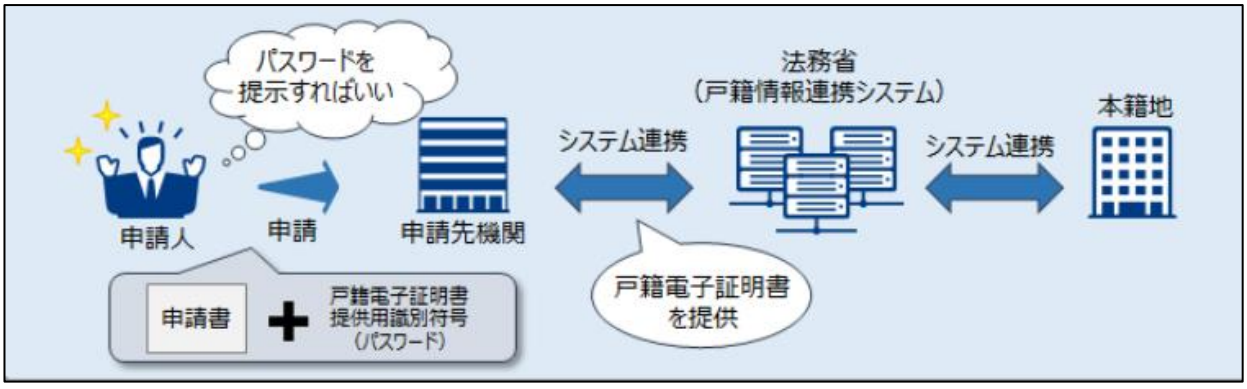
※戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号とは…